



朝日税理士法人

http://www.asahitax.or.jp

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 給与計算年齢確認 2015年版

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 白色申告者の記帳・帳簿等保存制度

NEWS1. 給与計算年齢確認 2015年版

<社会保険(厚生年金・健康保険)>

生年月日	年齢	変更内容
昭和50年 1975年	40歳	介護保険第2号被保険者に該当し、給与・賞与からの介護保険料を健康保険と共に控除開始
昭和25年 1950年	65歳	介護保険第1号被保険者に該当し、給与・賞与からの介護保険料が控除停止(以後、本人の年金より控除される)
昭和20年 1945年	70歳	厚生年金被保険者資格喪失。「厚生年金被保険者資格喪失届」働いている場合は「雇用保険70歳以上被用者該当届」を提出
昭和15年 1940年	75歳	健康保険被保険者資格喪失 後期高齢者に自動的に該当するため手続きは不要

<雇用保険>

生年月日	年齢	変更内容
昭和30年 1955年	60歳	高年齢雇用継続給付のため「雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書」「高年齢継続給付受給資格確認票」をハローワークに提出
昭和26年 1951年	64歳	”4/1(年度の初日)において64歳以上の人”は雇用保険料が免除となり給与・賞与からの控除停止
昭和25年 1950年	65歳	高年齢雇用継続給付受給終了

”4/1(年度の初日)において64歳以上の人”には誕生日が4/1の方も含まれます

2015年は上記の生年月日の方の給与計算、社会・労働保険の手続きはご注意ください。

NEWS2. (書籍の紹介)

林修の仕事原論 壁を破る37の方法 勝ち負けで考える力

大人気予備校講師であるかたわら、「今でしょ!」のひと言をきっかけに、流行語大賞受賞、テレビ番組のMC抜擢など大ブレイクした林修先生。どんな環境でも結果を残してきたその裏には、さまざまな経験によって磨かれた仕事哲学があった!「真の人脈は仕事を通してしか広がらない」「一発逆転が必要な状況をつくらない」など、仕事について考えるすべての人に贈る珠玉のメッセージ。

好きなことはお金払って趣味としてやればよく、好きなことよりも自分が勝てる場所で戦うべきというのが林先生の仕事観だそうです。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣・尾崎 0563-57-7850

## Question

私はマンション経営をしているサラリーマンです。今まで『白色申告』で確定申告をしており、年間の収入や経費をまとめて集計し、収支計算書に記入しておりました。時間もさほどかかりませんでした。そんな中、同じ白色申告者から、『今年から確定申告が大変になりそうだ。』と言った話を耳にしました。平成26年分の確定申告から必要になる作業を教えてください。

## Answer

個人の白色申告の方で不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。具体的な内容は下記解説をご参照ください。



## 【解説】

平成26年1月から白色申告者全ての方に適用される記帳・帳簿等の保存制度について解説します。

## ◎ 記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。

## 【記載例】

年月日	摘要	項目	収入	経費
3月25日	賃貸料(4月分) 岩瀬太郎	賃貸料	50,000	
3月25日	賃貸料(4月分) 川上次郎	賃貸料	40,000	
3月28日	山本電気 蛍光灯	消耗品		3,000
3月28日	浅尾ストア ゴミ袋	消耗品		500



## 【簡易な方法】

年月日	摘要	項目	収入	経費
3月25日	賃貸料(4月分) 2名分	賃貸料	90,000	
3月28日	山本電気 蛍光灯 浅尾ストア ゴミ袋	消耗品		3,500

契約書等により内容を確認できる取引については、項目ごとに日々の合計金額を一括記載できます。

少額な経費は、項目ごとに日々の合計金額を一括記載できます。

## ◎ 帳簿・書類の保存期間

帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	作成又は受領した請求書、領収書などの書類	5年

## 根拠条文等

国税庁ホームページ(申告・納税手続)及び国税庁パンフレット

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 稲垣・尾崎 0563-57-7850